

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月13日
【四半期会計期間】	第129期第3四半期（自平成25年10月1日至平成25年12月31日）
【会社名】	シチズンホールディングス株式会社
【英訳名】	Citizen Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 戸倉 敏夫
【本店の所在の場所】	東京都西東京市田無町六丁目1番12号
【電話番号】	042(466)1231（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部担当 椋田 茂
【最寄りの連絡場所】	東京都西東京市田無町六丁目1番12号
【電話番号】	042(466)1231（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部担当 椋田 茂
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第128期 第3四半期連結 累計期間	第129期 第3四半期連結 累計期間	第128期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 12月31日	自平成25年 4月1日 至平成25年 12月31日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
売上高(百万円)	206,872	233,528	272,050
経常利益(百万円)	11,982	21,627	13,805
四半期純利益又は 当期純損失()(百万円)	8,107	13,228	8,855
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	13,455	29,294	4,336
純資産額(百万円)	201,385	218,844	192,409
総資産額(百万円)	354,302	405,862	354,670
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()(円)	25.02	40.83	27.33
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	55.89	53.13	53.26

回次	第128期 第3四半期連結 会計期間	第129期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年 10月1日 至平成24年 12月31日	自平成25年 10月1日 至平成25年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額(円)	11.27	20.40

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間における国内経済は、政府の経済政策を受けて円安・株高で着実に景況感の改善が見られ、さらに設備投資減税の効果などもあり、緩やかに回復しつつありますが、一方で消費税増税後の景気減速懸念等で先行きは不透明な状況となっています。また、米国経済は、政府機関の一時封鎖をはじめいくつかの懸念材料はありましたが、底堅く推移しました。欧州経済は、国により状況の違いはあるものの、英国やドイツなどで景気の回復傾向が見え始めました。一方、中国を始めとする新興国経済は、政情不安や通貨問題などで先行きが不透明な状況が続いています。

このような状況の中、当第3四半期の連結経営成績は、売上高2,335億円（前年同期比12.9%増）、営業利益は197億円（同73.8%増）と、増収増益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

時計事業

ウォッチ販売のうち、“CITIZEN”ブランドの国内市場は、国内景気が回復を見せる中、高級品が百貨店を中心に好調に推移したほか、主力製品の“アテッサ”、“クロスシー”が順調に売り上げを伸ばし、増収となりました。北米市場は、大手デパートなどで売上を伸ばし、増収となりました。欧州市場は、景気が低迷する中、消費者は低価格志向となっており、苦戦を強いられていますが、英国やドイツ等では景気の回復基調を受け、大手流通を中心に売上を伸ばしており、欧州市場全体では増収となりました。アジア市場は、アセアン地域が堅調に推移しているほか、中国の流通在庫の調整にほぼ目処がついたことで販売は回復傾向にあり、アジア市場全体では増収となりました。

“BULOVA”ブランドは、主要市場の北米において、ブランド価値向上の為に流通の絞り込みを行った効果が第3四半期から徐々に顕在化し、大手デパート流通が堅調に販売を伸ばし、増収となりました。

“Q&Q”ブランドの国内市場は、ソーラー電波時計の好調に加え、その他の製品も販売は堅調に推移し、増収となりました。海外市場では、各市場が堅調に推移し、増収となりました。

ムーブメント販売は、多針や機械式ムーブメント等の高付加価値製品を中心に需要が拡大しており、加えて旧正月前の駆け込み需要もあり、増収となりました。

以上の結果、時計事業全体では、売上高1,256億円（前年同期比17.7%増）、営業利益156億円（同59.1%増）と、増収増益となりました。

工作機械事業

国内市場は、地域差は残るものの、堅調な自動車生産と円安により市況は大きく回復しましたが、年初の遅れを挽回するには至らず、減収となりました。北米市場は、市況回復が堅調に進み、医療、自動車関連での大口需要や円安の追い風に支えられて、増収となりました。欧州市場は、地域や業種により差異はあるものの市況の回復が進み、医療用、精密機械用、自動車部品用等の需要に支えられて、増収となりました。アジア市場は、不調であった中国市場が後半に入り医療関連の需要が伸びたこと、及びアセアン地域でのトランスプラント案件の増加により、増収となりました。このような状況の中、“シンコム”ブランド、“ミヤノ”ブランド共に、海外市場に牽引された結果、増収となりました。

しかしながら、上半期の工場稼働率低下による採算性悪化の影響が残り、減益となりました。

以上の結果、工作機械事業全体では、売上高284億円（前年同期比6.9%増）、営業利益15億円（同18.2%減）と、増収減益となりました。

デバイス事業

精密加工部品のうち、自動車部品は、国内市場は新車総販売台数が9月から4ヶ月連続でプラスに転じるなど需要が大きく伸びたほか、海外市場も北米・中国を中心に回復基調を辿っており、増収となりました。また、スイッチは、スマートフォン向けのサイドスイッチの受注が順調に拡大し、増収となりました。

オプトデバイスのうち、照明用LEDは、競争環境の激化による価格下落が進んでおり、厳しい市場環境が続いてはいるものの、従来品に比べ光量・発光効率を向上させた新製品や幅広いニーズに対応したラインナップの拡充により、ハイワット製品が順調に受注を拡大し、日本、北米、欧州、アジアと幅広い地域で増収となりました。また、スマートフォンのホームキー向け薄型LEDや、車載向け製品の売上が安定的に推移したバックライトユニットも順調に受注を伸ばし、オプトデバイス全体で増収となりました。

強誘電液晶マイクロディスプレイは、主要顧客の販売不振による生産調整に加え、顧客の自社パネル搭載の動きや、EVF非搭載カメラの増加により、減収となりました。

水晶デバイスは、音叉型水晶振動子が旧正月前の活況で販売を伸ばすも、競争環境の激化による価格下落で苦戦を強いられた一方で、水晶片はスマートフォン市場からの需要で好調であった上期からは減少傾向であるものの、引き続き堅調に推移しました。この結果、水晶デバイス全体では、減収となりました。

以上の結果、デバイス事業全体では、売上高505億円（前年同期比10.6%増）、営業利益36億円（同219.5%増）と、増収増益となりました。

電子機器事業

プリンターのうちPOSプリンター及びラベルプリンターは、国内市場とアジア市場では顧客の設備投資が回復せず、また米州市場や欧州市場では主力製品の競争が激化し苦しい戦いとなりました。中国市場が中心の大型プリンターも販売減となりました。一方、フォトプリンターは新規受注と置き換え需要により大幅増収となりました。この結果、円安の追い風もあって、プリンター全体では増収となりました。

健康機器は、国内市場で血圧計の販売が伸びたほか、中国を中心とするアジア市場及びシカゴに営業事務所を設置した北米市場も順調に売上を伸ばし、増収となりました。

電卓は、東欧・ロシアを中心とした欧州市場が商流変更に伴う出荷調整の影響で大幅に売上を落とし、減収となりました。

以上の結果、電子機器事業全体では、売上高178億円（前年同期比11.6%増）、営業利益10億円（同365.8%増）と、増収増益となりました。

その他の事業

球機用機器は、消費税対応への問い合わせや、期末に向けた引き合い案件が増加の傾向にあるものの、依然様子見を継続する顧客が多く、減収となりました。

宝飾製品は、新製品投入の効果によりブライダルジュエリーが前年度を上回る販売となりましたが、一般ジュエリーの催事販売や卸販売が伸び悩み、減収となりました。

以上の結果、その他の事業全体では、売上高110億円（前年同期比6.4%減）、営業利益1億円（同82.0%減）と、減収減益となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ511億円増加し、4,058億円となりました。

資産のうち、流動資産は、現金及び預金が333億円、受取手形及び売掛金が141億円増加したこと等により、454億円の増加となりました。固定資産につきましては、繰延税金資産が20億円減少した一方、投資有価証券が64億円増加したこと等により57億円の増加となりました。

負債は、前連結会計年度末に比べ、事業再編整理損失引当金(短期)が107億円減少した一方、支払手形及び買掛金が33億円、未払費用が40億円、社債が99億円、長期借入金が149億円増加したこと等により247億円増加し、1,870億円となりました。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ、利益剰余金が108億円、その他有価証券評価差額金が49億円、為替換算調整勘定が108億円増加したこと等により、264億円増加し、2,188億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

平成25年2月に、平成31年3月期を最終年度とする中期経営計画「シチズングローバルプラン2018」(以下「本中期経営計画」という。)を策定しました。

本中期経営計画におけるスローガンを「真のグローバル企業を目指して ~スピードと活力の溢れる企業グループへ~」と定め、以下の2項目を基本的な経営方針として、グローバルな市場において求められる「価値」を継続して提供できる「真のグローバル企業」を目指してまいります。

1. 時計事業及び時計製造で培われた強みを生かせる領域、すなわち工作機械事業及び金属加工技術を生かした小型精密部品事業にフォーカスし、カテゴリートップクラスのグローバル競争力を持つ事業の集合体を目指します。
2. 中国・アジア新興国を戦略市場と位置付け、売上拡大と効率化を同時に進め、利益成長を加速します。

本中期経営計画では、当初の3年間(平成26~28年3月期)に徹底した構造改革と体質の強化を行い、次の3年間(平成29~31年3月期)でコスト構造改革により捻出した資金を積極的に成長投資に振り向けることで業績の拡大を図り、平成31年3月期のありたい姿である「世界で勝ち抜く真のグローバル企業」を目指してまいります。

まず、当初の3年間(平成26~28年3月期)では、当社が抱える経営課題を克服すべく、以下の5項目に重点的に取り組んでまいります。

1. 徹底したコスト構造改革

各事業会社は、必要により人員、会社数、拠点数などの適正化を図り、中期の早い段階で筋肉質な経営体質の構築を図る。

2. 事業ポートフォリオの明確化

時計事業

「グループ成長の核」とし、グループの経営資源を集中する。

工作機械事業

時計事業に次ぐ「第2の柱」へと育成する。

小型精密部品事業

当社グループが持つ金属加工技術の強みを生かし、次なる成長事業へ育成する。

デバイス事業、電子機器事業及びその他の事業

売上拡大より、利益の向上による経営の安定を優先する。

3. 製造力の強化

以下の視点を含む現状の点検と見直しを行い、製造力の強化に取り組む。

自前生産主義から脱却し、自社のコアコンピタンスを見極めた上で外部調達との適切なバランスを図る。

国内生産(付加価値の創造)と海外生産(コストの追求)の役割分担に応じたグローバル生産体制の最適化を促進する。

中国一極集中によるリスクを回避する。

4. 人の生産性改善と人材力強化

人・組織の活性化を目的に、役割と成果に応じた報酬体系へと移行する。

中長期的にグループを支える人材を育成する。

グローバルに活躍できる人材を育成する。

多層化した組織や重複業務等を見直し、人の生産性の改善を押し進める。

5. 拡大するアジア新興国市場への積極的なマーケティング対応

特に時計事業において、マーケティングへの積極投資による売上拡大を遂げた中国での成長スキームを周辺アジアに移植し、中国・アジアでの成長を加速させ、シチズンの世界的なブランドプレゼンスの底上げを図る。

本中期経営計画における事業別の戦略としましては、

1．時計事業

「製品からブランドへ」のスローガンのもとにブランド・マーケティングを強化してまいります。特に中国・アジア新興国を戦略的拡販市場と位置づけ、積極的に投資を行い、高利益率体質を実現してまいります。また、流通チャネルへの影響力を最大化し、既存の販売領域を保全・拡大するとともに、シチズンブランドの販売拡大に資する目的でマルチブランド戦略も合わせて推進することにより、時計事業全体の売上拡大を図ってまいります。

2．工作機械事業

時計部品の製造で培われた小型化技術及び高剛性技術に基づき最先端のソリューションを顧客に提供する「新・モノづくり企業」のポジションを確立することで自動盤トップシェアの地位を確固たるものとしてまいります。

3．デバイス事業

小型精密部品事業は当社グループの強みである金属部品や脆性材の加工技術を生かし、グローバルニッチ市場での拡大を目指します。

その他のデバイス製品事業については売上拡大よりも利益の安定を優先してまいります。特に、LED製品については、当社グループ独自の強みである小型化、薄型化等を追求しつつ、資本・業務提携を通じて利益の安定・拡大を目指します。

4．電子機器事業

高品質・高信頼性の業務用プリンターとフォトプリンターを事業の核とし、グローバルニッチ市場を中心とした事業展開を図り、安定的な利益の創出を目指します。

以上の取組み・戦略を推進することで、売上拡大と効率化を同時に進め、利益成長を加速させてまいります。

(会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について)

(1) 基本方針の内容

当社グループはその名のとおり、世界の市民「CITIZEN」によりよい製品・サービスを提供することを使命とし、「For the citizen - 市民に愛され市民に貢献する - 」という企業理念のもと、「市民に愛され親しまれるモノづくり」を通じて世界の人々の暮らしに貢献することによって、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社グループの企業理念や事業特性を理解したうえで、グループ経営戦略を中長期的視点に立って着実に実行し、当社が今後も持続的に企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを可能とする者でなければならぬと考えております。

当社は、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様ご判断に委ねられるべきであると考えており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、現時点における法制度、金融環境を前提とした場合、その目的・手法等から見て、真摯に合理的な経営を目指すものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えており、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の株主の皆様へ、当社の企業価値をご理解いただいたうえで長期的に当社の株式を保有していただくために、様々な施策を実施してまいりました。

例えば、平成25年2月には、平成31年3月期を最終年度とする中期経営計画「シチズングローバルプラン2018」を策定しました。詳細は、「第2 事業の状況 3. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載のとおりであります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組み

当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として平成19年5月14日開催の取締役会において導入し、同年6月26日開催の第122期定時株主総会において株主の皆様のご承認を受けました、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針の有効期間が満了することに伴い、当社は、平成22年5月11日開催の取締役会において、これを一部変更したうえで更新すること(以下、かかる変更後の方針を「旧方針」といいます。)を決定し、同年6月25日開催の第125期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を受けました。

平成25年6月27日開催の第128期定時株主総会終結の時をもって旧方針の有効期間が満了することから、同年5月23日開催の取締役会において、上記(1)の基本方針を改めて決議するとともに、旧方針を一部変更したうえで更新することにつき、同年6月27日開催の第128期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を受けております(以下、かかる変更後の方針を「本方針」といいます。)

本方針の内容は以下のとおりであります。

対象となる買付

本方針の対象となる買付は、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為等であります。

手続

大規模買付者が、事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを手続として定めております。

対抗措置の内容

大規模買付者が手続を守らない場合等には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づいて、その時点のすべての株主の方に対して、新株予約権の無償割当てを行います。新株予約権の無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

対抗措置発動の要件

当社は、以下の場合に対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

- 1) 大規模買付者が手続を守らない場合
- 2) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて株式を当社または当社関係者に高値で引き取らせる目的であると判断される場合
- 3) 当社の経営を一時的に支配し、当社または当社グループ会社の資産等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的があると判断される場合
- 4) 当社の経営を支配した後、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- 5) 当社の経営を一時的に支配して、資産の売却等によって一時的な高配当をさせ、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合
- 6) 最初の買付で全株式の買付を勧誘せず、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付等を行うなど、当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為である場合

対抗措置発動までのプロセス

独立委員会は、大規模買付者から大規模買付に関する意向表明書が提出された場合、10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただく情報のリストを交付します。なお、独立委員会が、当初提供していただいた情報だけでは不足していると判断した場合には、十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくこともあります。また、独立委員会は、当社取締役会に対して60日を上限とする回答期間を定めて大規模買付行為に対する意見等を求めることがあります。独立委員会は、大規模買付者からの情報の提供及び当社取締役会による情報の提供が完了した後、60日以内に評価、検討、交渉、意見形成を行います。

独立委員会は、これらの情報に基づいて、当社取締役会に対して、対抗措置を発動するか発動しないかの勧告を行い、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づいて、会社法上の機関としての決議を行います。また、独立委員会は、対抗措置の発動について株主総会に付議することが相当である旨の勧告を行う場合があり、この場合、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。

本方針の有効期間

本方針の有効期間は、平成25年6月27日開催の第128期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

- (4) 上記(2)及び(3)の取組みについての取締役会の判断及びその理由

基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記(2)の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを直接目的とするものであり、結果として基本方針の実現に資するものです。従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みについて

当社は、以下の諸点を考慮し、織り込むことにより、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みが、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足するとともに、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえたものです。

- 2) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成25年6月27日開催の第128期定時株主総会において、本方針について株主の皆様のご承認を得ております。また、本方針には、その有効期間を約3年間とするサンセット条項が付されているほか、当社取締役の任期は1年となっておりますので、たとえ本方針の有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。

3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、本方針の発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役または社外の有識者の中から、当社取締役会が選任します。

当社株式に対して大規模買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等について取締役会への勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。

このように、独立委員会によって、取締役が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報を開示し、当社の企業価値・株主共同の利益に資するべく本方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、平成25年12月31日現在の独立委員会委員は、当社社外取締役青木昭明、伊藤健二の両氏と、弁護士の鳥飼重和氏であります。

4) 合理的な客観的要件の設定

本方針は、上記(3)にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

5) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能であります。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役任期を1年とし期差任期制を採用していないため、本方針はスローハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

（4）研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、5,814百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	959,752,000
計	959,752,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	330,353,809	330,353,809	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	330,353,809	330,353,809	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日	-	330,353,809	-	32,648	-	36,029

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 6,357,500	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 323,421,700	3,234,217	同上
単元未満株式	普通株式 574,609	-	同上
発行済株式総数	330,353,809	-	-
総株主の議決権	-	3,234,217	-

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数24個が含まれております。

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
シチズンホールディングス株式会社	東京都西東京市田無町六丁目1番12号	6,357,500	-	6,357,500	1.92
計	-	6,357,500	-	6,357,500	1.92

（注）当第3四半期会計期間末日現在における所有自己株式数は6,360,933株であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は1.93%であります。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人日本橋事務所による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	71,105	104,483
受取手形及び売掛金	³ 60,342	³ 74,523
商品及び製品	37,646	39,663
仕掛品	20,922	20,062
原材料及び貯蔵品	15,212	14,826
未収消費税等	1,394	1,171
繰延税金資産	13,005	8,797
その他	7,842	9,574
貸倒引当金	1,603	1,781
流動資産合計	225,868	271,321
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	32,063	32,958
機械装置及び運搬具(純額)	20,403	19,975
工具、器具及び備品(純額)	4,024	4,223
土地	11,727	12,186
リース資産(純額)	459	503
建設仮勘定	2,134	1,717
有形固定資産合計	70,813	71,564
無形固定資産		
のれん	7,200	6,507
ソフトウェア	2,097	2,034
リース資産	29	23
その他	5,499	5,863
無形固定資産合計	14,826	14,428
投資その他の資産		
投資有価証券	34,673	41,106
長期貸付金	732	1,027
繰延税金資産	4,969	2,893
その他	3,775	3,976
貸倒引当金	321	318
投資損失引当金	667	138
投資その他の資産合計	43,162	48,547
固定資産合計	128,801	134,541
資産合計	354,670	405,862

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	³ 16,174	³ 19,550
短期借入金	43,261	43,405
1年内償還予定の社債	500	100
未払法人税等	2,027	1,529
繰延税金負債	14	17
未払費用	11,935	15,978
賞与引当金	4,678	2,929
役員賞与引当金	143	-
製品保証引当金	828	914
設備関係支払手形	³ 1,248	189
環境対策引当金	23	13
事業再編整理損失引当金	14,400	3,673
災害損失引当金	38	33
その他	18,363	23,261
流動負債合計	113,638	111,596
固定負債		
社債	10,050	20,000
長期借入金	20,150	35,145
繰延税金負債	546	1,275
退職給付引当金	13,078	13,797
環境対策引当金	63	72
事業再編整理損失引当金	3,326	3,288
資産除去債務	248	248
その他	1,158	1,595
固定負債合計	48,622	75,422
負債合計	162,260	187,018
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,648	32,648
資本剰余金	33,890	33,890
利益剰余金	127,080	137,953
自己株式	5,380	5,385
株主資本合計	188,239	199,106
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,743	10,741
為替換算調整勘定	5,082	5,800
その他の包括利益累計額合計	661	16,542
少数株主持分	3,508	3,194
純資産合計	192,409	218,844
負債純資産合計	354,670	405,862

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	206,872	233,528
売上原価	132,534	142,307
売上総利益	74,337	91,220
販売費及び一般管理費	62,991	71,501
営業利益	11,345	19,718
営業外収益		
受取利息	283	272
受取配当金	542	736
為替差益	338	1,055
持分法による投資利益	124	211
その他	766	914
営業外収益合計	2,055	3,189
営業外費用		
支払利息	915	843
その他	503	436
営業外費用合計	1,419	1,280
経常利益	11,982	21,627
特別利益		
投資有価証券売却益	112	18
事業再編整理損失引当金戻入額	559	-
固定資産売却益	1,297	686
負ののれん発生益	0	8
その他	187	20
特別利益合計	2,158	733
特別損失		
固定資産除却損	309	182
投資有価証券評価損	95	10
固定資産売却損	9	8
減損損失	627	8
事業再編整理損	178	-
支払補償費	-	230
支給対象期間変更に伴う賞与引当金追加計上額	-	210
その他	128	129
特別損失合計	1,349	781
税金等調整前四半期純利益	12,790	21,580
法人税等	4,655	8,211
少数株主損益調整前四半期純利益	8,135	13,368
少数株主利益	27	140
四半期純利益	8,107	13,228

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	8,135	13,368
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	682	4,998
繰延ヘッジ損益	51	-
為替換算調整勘定	4,544	10,732
持分法適用会社に対する持分相当額	145	194
その他の包括利益合計	5,320	15,925
四半期包括利益	13,455	29,294
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	13,477	29,109
少数株主に係る四半期包括利益	22	184

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

第1 四半期連結会計期間より、Sirma Macchine S.R.L.を、重要性を考慮して連結の範囲に含めております。

第2 四半期連結会計期間より、シチズン時計マニュファクチャリング(株)、聯策精準(亞洲)有限公司を会社の新設により連結の範囲に含めております。

当第3 四半期連結会計期間におきましては、シチズン平和時計(株)、シチズン東北(株)、シチズンマイクロ(株)、シチズン時計ミヨタ(株)、シチズン時計河口湖(株)は、シチズン時計マニュファクチャリング(株)を存続会社とする吸収合併を行ったことにより、連結の範囲から除いております。また、(株)コマテックを、重要性を考慮して連結の範囲に含めております。なお、(株)コマテックは、シチズンマイクロ(株)へ商号変更しております。

変更後の連結子会社の数
99社

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 保証債務

連結会社以外の会社について、保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3 四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
当社グループの得意先が抱えるリース債務等に対する保証	479百万円	479百万円

2. 受取手形割引高、輸出手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3 四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
輸出手形割引高	0百万円	- 百万円
受取手形裏書譲渡高	-	4

3. 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3 四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
受取手形	638百万円	851百万円
支払手形	58	62
設備関係支払手形	0	-

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
減価償却費	11,149百万円	10,644百万円
のれんの償却額	964	1,008

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,296	4.00	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金
平成24年11月7日 取締役会	普通株式	1,620	5.00	平成24年9月30日	平成24年12月4日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

(自己株式の消却)

当社は、当第3四半期連結累計期間において、取締役会決議に基づき、自己株式20,000,000株を消却いたしました。これにより、資本剰余金3,276百万円、利益剰余金13,663百万円及び自己株式16,939百万円がそれぞれ減少しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	971	3.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
平成25年11月8日 取締役会	普通株式	1,619	5.00	平成25年9月30日	平成25年12月4日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	時計事業	工作機械事業	デバイス事業	電子機器事業	その他の事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益計算書計上額 (注)2
売上高								
外部顧客への売上高	106,811	26,586	45,707	15,963	11,803	206,872	-	206,872
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,235	411	4,185	789	546	8,168	8,168	-
計	109,047	26,997	49,893	16,752	12,349	215,040	8,168	206,872
セグメント利益	9,821	1,944	1,140	225	557	13,690	2,344	11,345

(注)1. セグメント利益(営業利益)の調整額 2,344百万円には、セグメント間取引消去 130百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 2,213百万円が含まれております。

2. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「工作機械事業」セグメントにおいて、国内拠点再編に伴う減損損失を623百万円計上しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	時計事業	工作機械事業	デバイス事業	電子機器事業	その他の事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益計算書計上額 (注)2
売上高								
外部顧客への売上高	125,693	28,413	50,560	17,817	11,042	233,528	-	233,528
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,834	247	4,059	1,007	573	8,723	8,723	-
計	128,528	28,661	54,620	18,824	11,615	242,251	8,723	233,528
セグメント利益	15,628	1,590	3,645	1,050	100	22,014	2,295	19,718

(注)1. セグメント利益(営業利益)の調整額 2,295百万円には、セグメント間取引消去 154百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 2,141百万円が含まれております。

2. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成25年10月1日至平成25年12月31日)

共通支配下の取引等

(連結子会社の吸収分割)

当社の連結子会社であるシチズン時計マニュファクチャリング株式会社は、当社における平成25年2月12日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月1日付で当社の連結子会社であるシチズン時計株式会社の製造関連機能を会社分割により承継いたしました。

(1)取引の概要

1.対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称	事業の内容
シチズン時計株式会社の製造関連機能	時計及び部分品等の製造

2.企業結合日

平成25年10月1日

3.企業結合の法的形式

シチズン時計株式会社を分割会社、シチズン時計マニュファクチャリング株式会社を承継会社とする吸収分割

4.結合後企業の名称

シチズン時計マニュファクチャリング株式会社

5.その他取引の概要に関する事項

製造力強化の一環として、時計事業において各会社に分散されていた技能を集結することにより国内製造力の再強化をはかるため、国内主要製造機能の再編成を行うことを目的としております。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(連結子会社の吸収合併)

当社の連結子会社であるシチズン時計マニュファクチャリング株式会社は、当社における平成25年2月12日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月1日付で当社の連結子会社であるシチズン平和時計株式会社、シチズン東北株式会社、シチズンマイクロ株式会社、シチズン時計ミヨタ株式会社、シチズン時計河口湖株式会社を吸収合併いたしました。

(1)取引の概要

1. 結合当事企業及びその事業の内容

企業の名称	事業の内容
シチズン時計マニュファクチャリング株式会社	各種時計類及びその部分品の製造、販売及び輸出入等
シチズン平和時計株式会社	完成時計組立、モジュール組立、基板実装、FA機器、電子機器組立、部品加工、時計・宝飾販売
シチズン東北株式会社	腕時計部品、腕時計完成品生産、表面処理加工、精密部品加工及び組立
シチズンマイクロ株式会社	腕時計部品、マイクロ減速機、マイクロモータ他各種精密機器、精密工作機械部品、金型、検査装置、成形部品、工具類他
シチズン時計ミヨタ株式会社	各種時計類及びその部分品等の製造・販売及び輸出入
シチズン時計河口湖株式会社	各種時計部品等の製造・販売

2. 企業結合日

平成25年10月1日

3. 企業結合の法的形式

シチズン時計マニュファクチャリング株式会社を吸収合併存続会社、シチズン平和時計株式会社、シチズン東北株式会社、シチズンマイクロ株式会社、シチズン時計ミヨタ株式会社、シチズン時計河口湖株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

4. 結合後企業の名称

シチズン時計マニュファクチャリング株式会社

5. その他取引の概要に関する事項

製造力強化の一環として、時計事業において各会社に分散されていた技能を集結することにより国内製造力の再強化をはかるため、国内主要製造機能の再編成を行うことを目的としております。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	25円2銭	40円83銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	8,107	13,228
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	8,107	13,228
普通株式の期中平均株式数(千株)	324,002	323,997
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第3四半期連結累計期間、当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成25年11月8日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....1,619百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....5円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成25年12月4日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月12日

シチズンホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木下 雅彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 矢島 賢一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシチズンホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シチズンホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。